

グループホームひめゆり運営規程

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護運営規定

(目的)

第1条 この規定は、医療法人徳洲会が設置運営するグループホームひめゆり（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）・指定短期利用認知症対応型共同生活介護（指定介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護）の運営及び利用についての必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症対応型共同生活介護

地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるようにすることを目的とする。

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(運営方針)

本事業において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、介護サービス）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- (1) 介護サービスは、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 介護サービスは、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- (4) 介護サービスは利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- (5) 介護サービスの提供に当たっては、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症

対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- (6) 介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (7) 介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (8) 介護サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称 グループホームひめゆり
所在地 沖縄県糸満市字伊原 107-1

(職員の員数及び職務内容)

第4条 本事業に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者（計画作成者担当と兼務） 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を行う。
- 2 計画作成担当者（管理者と兼務） 1名
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院、居宅介護支援事業所等との連絡・調整を行う。
- 3 介護職員 7名
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は次のとおりとする。
9名

(介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談援助
- 5 健康管理・服薬管理

(短期利用共同生活介護)

第7条 本事業所は、各共同生活住居の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 認知症対応型共同生活介護を利用している入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、その入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室を利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(介護計画の作成)

第 8 条 指定認知症対応型共同生活介護サービス・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画書（以下介護計画）を作成する。

- 3 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 4 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第 9 条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料
本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 30,000 円／月
- ② 食費 1 日あたり 1,500 円
(内訳：朝食 370 円 昼食 500 円 夕食 500 円 おやつ 130 円)
- ③ 管理費（光熱費等） 15,000 円／月
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費
- ⑤ 出張散髪サービスもご利用できます。ご利用料金：カットのみ 1 回 1,000 円です。
- ⑥ 小口お小遣い管理
- ⑦ ご希望により「小口お小遣い管理サービス」をご利用いただけます。管理サービス料として 1,000 円/月をいただきます。
- ⑧ ひめゆりクリニック以外の受診介助は交通費として別途 3,000 円を頂きます

- 2 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料は月締めの翌月（10 日前後）請求書を送付し、当月末までの支払い期限とす

る。支払い方法は事務所窓口、指定口座からの引き落とし、または口座振込とする。

4 長期外泊及び入院中の際、入居者の同意を得て不在となっている入居者の居室で、短期入所サービスを提供した場合には、入居者から家賃の徴収はしないものとする。

5 (短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護の利用料)

本事業が提供する短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 1,000 円/日
- ② 食費 朝食 370 円・昼食 500 円・夕食 500 円・おやつ 130 円
- ③ 管理費 (光熱費等) 500 円/日
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護の対象者は要介護者・指定介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期利用共同生活介護の対象者は要支援者であって、認知症の状態がありかつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害の恐れがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療する必要がないこと。(施設対応困難な場合。)
- 2 入居後利用者の状態が著しく変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者は及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うように努める。
- 4 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

5 利用にあたっての留意事項

①持ち込みの制限

ペット、特に大きな家具等の持ち込みを制限させていただくことがあります。又、他の入居者の生活に著しく支障をきたすものは持ち込めません。

②面会

- ・面会時間は 9 時～12 時・14 時～16 時 30 分までとさせていただきます。※感染症予防の為、面会を制限させていただく場合もあります。
- ・面会者は所定の「面会名簿」に必要事項を記入して下さい。
- ・金銭や食べ物をお持ちいただいた場合には職員にお申し出ください。

③外泊・外出

外泊される場合は、予定日の 1 週間前に外泊期間のご連絡をお願いします。外泊時には、所定の「外泊届」に行先、帰所予定時刻等を記入していただきご提出をお願いします。

④飲酒、喫煙

飲酒、喫煙に関しては、ご家族の了承のもと、所定の場所のみで飲むことが可能ですが、量や回数についてはご相談させていただきます。但し、ご本人の状況及び医師、管理者等

の判断にて控えさせていただくこともありますので、ご了承下さいますようお願いいたします。

⑤火気の取り扱い

可燃物、危険物の持ち込みは禁止となります。喫煙者に使用するライターについては、職員が管理させていただきます。

⑥現金及び貴重品のお持ち込みはご遠慮下さい。

6 サービス利用にあたっての禁止事項

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に、職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第 12 条 利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 (介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 短期利用共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(協力医療機関)

第 15 条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変時に備えるために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

- 2 利用者の心身の状態の異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(緊急時等のおける対応方法)

第 16 条 事業所は (介護予防) 指定認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 短期利用共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者へ報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な

措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用に対する（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護・（介護予防）短期利用共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、糸満市役所介護長寿課、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 7 事業所が、利用者に対する（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護・（介護予防）短期利用共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

- 第 17 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年 2 回以上定期的に避難、救出その他必用な訓練を行う。
- 2 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難の指揮を執る。
 - 3 非常災害に備え、定期的に地域の協力医療機関等との連携を図り、避難訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

- 第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の処置を講ずるものとする。
- (1) 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 定期的な虐待の防止のための研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当の配置
- 8 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを糸満市役所介護長寿課包括支援係に通報するものとする。

（個人情報の保護）

- 第 19 条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（身体拘束）

- 第 20 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並び

に緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受けられるよう次の措置を講じる。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 22 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 概ね 6 ヶ月に 1 回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(その他運営についての重要事項)

第 23 条 従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

付 則 この規定は、平成 19 年 11 月 15 日から施行する。

平成 23 年 3 月 29 日一部改正

令和 2 年 8 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 5 月 1 日一部改正

令和 6 年 8 月 1 日一部改正

令和 7 年 2 月 1 日一部改正